

# 受動喫煙の他者危害性

## 法的規制強化の必要性



岡本光樹 弁護士

第二東京弁護士会 人権擁護委員会  
受動喫煙防止部会 部会長

るべきである。

### 受動喫煙の法令上の位置づけ

しかし、わが国は、こうした屋内全面禁煙の義務化や罰則の導入といった世界水準には程遠く、受動喫煙防止の法制化が大幅に遅れている。

健康増進法第25条(平成14年公布、翌年施行)及び労働安全衛生法第68条の2(平成26年改正、翌年施行)は、施設管理者や事業者の受動喫煙防止の努力義務を規定している。

厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号平成22年2月25日)は、「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」としており、上記条約ガイドラインの内容に沿うものであるが、罰則や強制力を欠いている。

### 受動喫煙の条約上の位置づけ

わが国も批准し平成17年2月27日に発効した「たばこ規制枠組条約」(略称FCTC)第8条に、受動喫煙からの保護が規定されている。このガイドラインとして、次の内容が採択されている(2007年7月COP2)。

・100%禁煙以外の措置(換気、

喫煙区域の使用は、不完全である。すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。

・立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。

・すべての締約国は、その国における条約発効後5年以内(日本は2010年2月27日まで)に例外なき受動喫煙からの保護(universal protection)を実現するよう努め

神奈川県及び兵庫県において、罰則付きの受動喫煙防止条例が制定されているが、100m以下の飲食店等は罰則の対象外とされている。

### 受動喫煙をめぐる民事裁判の進展

こうした中、徐々に、民事の裁判上、受動喫煙に関する損害賠償や解済金が肯定される例が蓄積している。

①江戸川区職場受動喫煙訴訟 東京地判(平成16年7月12日)

裁判所は、職場側の安全配慮義務違反を認め、金5万円の慰謝料を認めた。

②タクシー受動喫煙 国家賠償訴訟 東京地判(平成17年12月20日)

「タクシー乗務員の健康に及ぼす影響は看過しがたい」、「タクシーの全面禁煙化が望ましい」と判示され、全国的に禁煙タクシーが普及する契機となった。

③札幌簡裁調停(平成18年10月19日) 職場での受動喫煙被害(気管支の痙攣、肺・胸の痛み、不整脈、化学

物質過敏症)について会社が金80万円を支払う調停が成立。

④札幌地裁滝川支部和解(平成21年3月4日)

職場での受動喫煙被害(化学物質過敏症、頭痛)について会社が金700万円を支払う和解が成立。

⑤神奈川県警 違反喫煙訴訟 横浜地裁和解(平成23年1月26日)

庁舎内禁煙の職場で違反喫煙を継続した上司3名(被告)を部下警察官(原告)が訴え、上司らが50万円を支払う和解が成立。

⑥試用期間本採用拒否無効事件 東京地判(平成24年8月23日)

新入社員(原告)が、社長の喫煙に、動悸、咳、不眠、頭痛、めまい、吐き気等の症状を生じ、喫煙状況の改善を願い出たところ、会社(被告)は試用期間満了前に本採用不可とした事案で、判決は、受動喫煙から労働者を保護すべき安全配慮義務を認め、解雇無効とし、会社に金475万円の支払いを命じた。

⑦ベランダ受動喫煙訴訟 名古屋地判(平成24年12月13日)

マンションの女性居住者(原告)が、階下の男性(被告)のベランダ

喫煙により、多大なストレスを感じ、带状疱疹・不眠・動悸・うつ状態になったとして訴えた事案で、不法行為を肯定し、金5万円の慰謝料を認めた。テレビ等で繰り返し取り上げられている。

⑧分煙スモハラ訴訟 横浜地判(平成27年11月19日)、東京高裁(平成27年(ネ)第6329号)

会社(被告)が煙の漏れる喫煙所の設置を継続し、心臓疾患・不整脈の労働者(原告)を、喫煙所のわずか3mの座席に席替えしたこと等によって心臓疾患が悪化したとして、会社を訴えた事案。テレビニュースや新聞で大きく報道された。

⑨積水ハウス分煙事件 大阪地判(平成27年2月23日)、大阪高裁和解(平成28年5月31日)

女性労働者(原告)が、職場工場の受動喫煙対策が不十分で、咳・頭痛・めまい・化学物質過敏症の健康被害を受けたなどとして、職場である積水ハウスを訴えた訴訟において、解

決金約350万円の和解が成立した旨の報道がなされた。原告は、隣室からのタバコの煙の流入、喫煙スペースからの煙の流出、喫煙後の煙の充満した室内の換気の不採用などを問題として主張していた。なお、女性性は、休職期間満了時点で解雇され、解雇無効の仮処分も申し立てていた。(小括)

受動喫煙防止の懈怠に対する行政罰や刑事罰は法定されていないものの、上記の通り民事裁判によって損害賠償責任が認められ、立法の遅れに対して裁判が一定の役割を果たしていると言える。

### 屋内全面禁煙の必要性

FCTC条約ガイドラインや厚労省通知が屋内全面禁煙を志向していることは、前述のとおりである。屋内の喫煙所・喫煙室は、煙の漏れが生じてしまい、受動喫煙を完全に防止することはできないからである。

当職は、労働安全衛生法改正の議論に際して、平成22年11月10日厚労

省「職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会」において、不完全分煙で煙が漏れて苦しんでいる相談事例を紹介した(<http://www.nhlw.go.jp/stf/shingi/2f985200000wcd9.html>)。

喫煙室のドアや空調から煙が漏れたり、また、喫煙室の濃厚な煙が喫煙者の衣服や呼気に残留したりしている。こうした被害が続いていても、分煙が口実となり、かえって被害が固定化し、苦痛や交渉が長期化するという弊害もある。

近年の裁判は、こうした不完全分煙の問題に移りつつある。まさに前述した⑧は、喫煙所からの煙の漏れが争点となった。このほか、原告の請求は認められなかったが、

・受動喫煙うつ病労災認定訴訟 東京高判(平成24年7月11日)  
 ・岩手県職員 車内残留たばこ煙化学物質過敏症賠償請求事件 盛岡地判(平成24年10月5日)

等の裁判事例があり、それぞれ、喫煙室からの漏れ、車内残留タバコ煙が問題となった事案である。前述の

喫煙よりも、受動喫煙からの完全な保護が優先されるべきである。条約のガイドラインに沿って、屋内全面禁煙の法律又は条令を早急に制定すべきである。

なお、飲食店やバーや宿泊などのサービス産業からは、屋内全面禁煙に反対する見解がしばしば主張されるが、労働者の安全と健康の確保を目的とする労働安全衛生法の観点から、「労働者」を使用する事業者は、全て屋内全面禁煙とすべきである。労働者の健康犠牲を前提とした売上・利益の追求は、正当とは言えない(私見としては、どうしても客に喫煙させる事業を行わない者は、労働者を一切使用しないで経営者のみによる事業とすべきである。また受動喫煙による健康被害や医療費増は社会的に望ましくない)、新たな税として受動喫煙税を創設して課税すべきであろう)。

### 受動喫煙に関する刑法上の解釈・位置づけ

当職は受動喫煙問題に関して刑法

⑨は、煙の漏れと残留タバコ煙のいずれもが問題となった事案である。そもそも、非喫煙者が喫煙室からの煙の漏れや残留タバコ煙に悩んだり、苦しんだりする状況自体、労働効率を下げている。

受動喫煙という他者危害を、非喫煙者が一方的に甘受させられて苦しまなければならない理由はない。世界保健機関(WHO)は、「非喫煙者が汚染されていない空気を吸う権利は、喫煙者の権利に優越する」と論じ(World No Tobacco Day 2007 『Smoke-free Inside』『How to counter tobacco industry myths』6.MYTH)・日本学術会議(内閣府設置)「要望 脱タバコ社会の実現に向けて」(平成20年)も、「他人の健康を害してまで喫煙する権利を喫煙者に認めるわけにはいかない」と提言している(なお、そもそも最高裁判「昭和45年9月16日」によれば、喫煙の自由は「あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」として、制限に服しやすいうものにすぎないと解される)。

上の検討を行ない、警察官向け法律雑誌「捜査研究」(東京法令出版・2016年2月号及び3月号)に、これを発表した。その内容を簡潔に紹介する。

警察においては、被害者から相談があった場合、「警察安全相談」の観点のみならず、刑法・刑事事件の観点からも、真摯かつ適切な対応をお願いしたい。

#### ◇暴行罪(刑法第208条)

タバコの「煙をふきかける」行為は、暴行罪に該当すると考える学説見解(大コンメンタル刑法第二版第10巻248頁、条解刑法第3版492頁、統刑法判例百選1971年43頁等)が、判例及び学説上多数派の考え方に沿うものである。

音による暴行(最高判・昭和29年8月20日、大阪地判・昭和42年5月13日)、食塩をふりかける行為(福岡高判・昭和46年10月11日)、たん・つばを吐きかける行為(学説)に暴行罪成立を肯定する考え方と軌を一にする。

#### ◇傷害罪(刑法第204条)

「傷害」とは、判例・通説によれば、身体の生理機能の障害または健康状態の不良な変更と解されている。判例は、その程度について、ごく軽微なものであっても傷害罪の成立を認め、また、身体内部の変化で足り、外見上の変化を要せず、身体的な苦痛を感じるにより、健康状態の不良変更が認められれば傷害罪にあたるとしている。また、精神的なストレス等を与えることにより精神的機能を害し、精神的健康を不良に変更することも傷害にあたる」とされている。

例えば、最高裁決定(平成17年3月29日)は、ラジオ及び複数の目覚まし時計を1年半にわたり隣家被害者に向けて、連日朝から深夜まで大音量で鳴らし続けた事案において、睡眠障害・慢性頭痛症・耳鳴り症の傷害罪を肯定し、懲役1年の実刑判決が確定した。いわゆる「騒音おばさん」として知られる事案類型である。

前記民事裁判例⑦のようなベランダ喫煙事例や前記民事裁判例①③④

⑤⑥⑧のような職場の受動喫煙事例において、故意をもって相手の身体的健康又は精神的健康を害したといえる場合は、傷害罪が成立する可能性がある。

◇子供の保護のための同乗自動車内喫煙の禁止（立法論）

近時、幼児（1〜2歳）に喫煙させた親が、暴行罪等で逮捕又は略式起訴されたとして3件報道された。これらは能動喫煙の問題であったが、今後、家庭内における幼児の受動喫煙についても、検討されるべき問題である。児童虐待や暴行・傷害の観点で、議論すべきである。

海外では、子供が同乗している自動車内での喫煙が、罰則付きの法律で禁止されている。オーストラリアで16歳未満（州によっては18歳未満）、カナダで16歳未満、イングランドで18歳未満、フランスで12歳未満の子供が同乗している自動車内での喫煙は、罰則をもって禁止されている。

アメリカでは、カリフォルニア州及びオレゴン州（18歳未満の子供に

適用）をはじめ、8州及び数都市において、また、その他の国々でも、こうした法律が適用されている。子供は自らの意思で受動喫煙を避けることが極めて困難であるため、特に受動喫煙からの保護の必要性が高い。

### 罰則の必要性

民事の裁判で金銭賠償が認められても、実際には、被害者が申入れたり、裁判を起こしたりできる場合は、ほんの氷山の一角にすぎない。立場が弱いために（有期雇用・パートタイム・アルバイト等。正社員であっても感情的対立や報復をおそれ萎縮している例は多くある）、申し入れすらできずに苦しみ続けている受動喫煙被害者も数多くいる。訴訟することの負担や立証面の負担も、被害者にとって非常に大きい。

健康増進法及び労働安全衛生法が、受動喫煙防止の努力義務を規定しているが、これ以上、努力義務規定を重ねても実効性に乏しい。

賃貸・自己所有問わず、個人の家庭内でも喫煙が禁止される。また、各国で公営住宅の全館禁煙も普及しつつある。我が国でも、法律制定、条例制定といった立法的対処がなされるべきである。

(3) 未成年者が被る家庭内の受動喫煙の防止、特に、狭い空間である自動車内における同乗者の喫煙禁止を規定する法律又は条令を制定すべきである。

### 最後に一言 新型タバコをめぐる私見

近時、非燃焼の加熱式タバコの使用が急速に拡がりつつある。ホームリダクション (Harm Reduction 有害性の低減) も主張され始めている。

能動喫煙に関する議論は他の論者に譲るとして、ここでは受動喫煙に限った観点から、私見を述べてみたい。そもそも、燃焼性の紙巻タバコは「他者危害性」が非常に高い商品とすることができる。職場や公共の場を屋内禁煙化すべき問題にとどまらず、路上喫煙や集合住宅・隣接住宅

また刑法上「暴行罪」「傷害罪」が成立し得ると解釈できても、その成立範囲は限定的であるし、また立証面の難点もある。

より形式的かつ迅速に執行することのできる罰則（過料の行政罰を含む）を導入すべきである。受動喫煙防止を実効的に確保するために、罰則は不可欠である。

### まとめ

#### 違法性と法的規制の強化

民事の裁判において、受動喫煙の有害性が認められ、受動喫煙に基づく法的責任や違法性も肯定されている。刑法の解釈上も受動喫煙に関する刑事責任が肯定され得る。

条約面からも立法事実の面からも、受動喫煙防止の法的規制を強化すべきと言うことができる。特に次の3つの分野において、法律又は条令を制定すべきことを提言する。

(1) 「たばこ規制枠組条約」(略称 FCTC) 第8条のガイドラインに沿って、屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関を全面禁煙とす

や家庭内においても、受動喫煙の苦痛をばら撒まいている。燃焼性の紙巻タバコは、早急に製造販売を禁止すべきである。

他方、加熱式タバコの他者危害性は低減していると言われてはいるが、今の所その程度は不明であるから予防原則に則り、無害が証明されない限り、既に禁煙とされている場所での使用は認めるべきでないと考ええる。

燃焼性の紙巻タバコについては全面廃止とし、非燃焼の加熱式タバコについては、これにも苦痛を感じる化学物質過敏症患者等の意見を尊重しながら、慎重に使用可能場所・禁止場所を検討すべきであるというのが、当職の私見である。

本稿は、2016年5月31日に日本医師会館にて開催の世界禁煙デーイベント「受動喫煙防止法について真剣に考えよう」において講演した内容である。なお、受動喫煙の有害性に関する医学的・科学的知見については、既に公知の事実であるから、本稿では割愛した。